

議案第二十九号

町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、
三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

平成四年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 一 事業の名称 土地改良総合整備事業（今泉地区農業用排水施設、区画整理及び農道整備）
- 二 施工場所 三朝町大字今泉地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の三十パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 一 各年度ごとに、工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法 例 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。